5 総人調第92号 令和6年2月19日

各局長、子供政策連携室長、 スタートアップ・国際金融都市戦略室長、 住宅政策本部長、 中央卸売市場長、消防総監 殿

総務局長(公印省略)

## 附属機関等設置運営要綱の取扱いについて (通知)

附属機関等については、これまでも、附属機関等設置運営要綱(昭和62年5月1日付62総総行第5号。以下「要綱」という。)に基づき、その適正な管理・運営に努めてきたところです。

一方、都政を透明化し、都民と共に進める都政を実現するためには、附属機関等の設置目的を踏まえた情報公開を一層進めていくことが求められています。そのため、会議を原則公開としていることを踏まえ不断に見直すとともに、公開方法についても、都民が情報を迅速かつ容易に得られるよう、改善を図っていくことが必要です。

つきましては、要綱第9に基づき本職が定めることとされた要綱の施行に関し 必要な事項並びに附属機関等の設置及び運営の取扱いに係る留意事項を、今回要 綱第6について改め、下記のとおりとしましたので通知いたします。

記

# 第1 附属機関について

- 1 要綱第4「既設置機関の見直し」について
  - (1) 社会経済状況を踏まえ、既設置機関の必要性を検討すること。
- 2 要綱第5「委員の選任」について
  - (1) 委員の人数は、効率的な行政運営の観点から、附属機関の設置目的や所 掌事項を踏まえ、必要最小限の人数とすること。
  - (2) 委員の選任は、執行機関が行うため、委員の構成について都民等の批判 を招くことのないよう公正に行うことが必要であること。したがって、委 員が特定の団体に所属する者に偏るなど附属機関の公正性を疑われるよう な委員の選任をしないように十分留意すること。
  - (3) 委員の構成は、幅広い年齢層から選任することなどにより、多様な視点と知見を得ることのできる委員構成とすること。
  - (4) 附属機関の運営に当たっては、幅広く各方面の人の意見を聴くことが求

- められるものであり、可能な場合は、都民からの公募を積極的に行うよう に努めること。
- (5) 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、都職員及び都職員であった者は、委員としないこと。
- (6) 都民の参画を促進する観点からも、同一人が複数の機関の委員になるという重複任用は極力避けるように努め、附属機関等の委員の職を2以上兼ねている者は、委員に選任しないこと。
- (7) 社会経済状況の動向等に的確に対応するためにも、委員の選任に当たっては、常に新鮮な人材の登用を図ることが望ましいものであること。したがって、委員の任期は原則として2年としたものであり、再任する場合でも、連続する在任期間は8年(任期が2年未満の場合は4期)を超えないこと。
- (8) 基本条例に基づく委員の選任に当たっては、生活文化スポーツ局長が別に定める「都の附属機関及びこれに類似する機関の委員の男女平等参画推進について(通知)」により適切に対応すること。
- (9) 選任しようとする委員が以下のいずれかに該当する場合における、(5)、(6)及び(7)の規定の適用については、この限りでない。
  - ア 専門的な知識・経験から必要不可欠であり選任される場合
  - イ 関係団体等に対し推薦を依頼し、選任される場合又はこれに準じると 認められる場合
  - ウ 都職員で、各附属機関等の特性を踏まえ、必要不可欠であり選任される場合

#### 3 要綱第6「附属機関の運営」について

- (1) 会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都 公文規程(昭和42年東京都訓令甲第10号)の例にならい、規程、要綱 等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 会議開催の告知については、開催日程、場所、公開の可否、会議傍聴可能な場合は傍聴の申込方法等の情報を、原則として、事前に都民に周知すること。
- (4) 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、原則として全文を、会議開催後速やかに公開すること。これによらず、要旨による公開の場合は、審議の過程が分かるようにすること。また、全文や要旨の公開ができない場合は、当該会議の概要の公開に努めること。
- (5) 会議資料や委員名簿等、議事録以外の資料についても原則として公開すること。

- (6) 会議開催の告知や議事録等の公開に当たっては、東京都の公式ホームページに掲載することとし、報道発表などを積極的に活用し、広く周知すること。会議開催の告知は、当該会議開催日の原則10日前までに、総務局人事部調査課長(以下「調査課長」という。)に報告すること。
- (7) 会議の開催に当たっては、オンラインの活用や開催時間を考慮する等、 多くの委員が参加できるよう配慮すること。
- (8) オンラインを活用した会議の開催に当たっては、各附属機関において取り扱う事案の性質に応じて、実施の可否を判断すること。なお、実施する場合においては、オンラインによる出席の取扱いに係る規定を整備することが望ましい。
- (9) 会議の公開に当たっては、各附属機関において取り扱う事案の性質に応じて判断の上、オンラインによる傍聴等(会議の録画動画をインターネット上で公開することを含む。以下同じ。)が可能なものについては実施すること。なお、非公開部分を除き、公開可能な部分についてオンラインによる傍聴等を実施する等、都民が情報にアクセスしやすい環境を極力確保するよう努めること。
- 10 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

## 4 要綱第7「全庁的調整」について

- (1) 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、調査課長を経由して本職に協議すること。
- (2) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。
  - なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、東京都の公式ホームページで公表する。
- (3) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

#### 第2 懇談会等について

- 1 知事が臨時に設置する懇談会等(以下「懇談会等」という。)は、次のとおりとする。
  - (1) 懇談会 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの
  - (2) 専門家会議 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入する ため、局長が設置するもの
  - (3) 連絡調整会議 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの

- 2 懇談会等は、合議制機関として機関意思を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるといった基本的性格に鑑み、次の事項に十分留意すること。
  - (1) 委員の集合の場には、原則として「審査会」、「審議会」、「調査会」 等附属機関と紛らわしい名称を用いないものであること。
  - (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関意思の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
  - (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
  - (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置を執らないこと。
- 3 懇談会等の設置及び運営に際しては、次の事項に十分留意して行うこと。
  - (1) 組織担当課長は、懇談会等を新たに設置しようとするときは、あらかじめ調査課長と調整を行うこと。
  - (2) 懇談会等のうち、その活動期間を明らかにできるものについては、設置期限を明らかにすること。
  - (3) 組織担当課長は、懇談会等の設置改廃が行われたときは、調査課長に遅滞なく報告すること。
  - (4) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、東京都の公式ホームページで公表する。

(5) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

## 第3 その他

この通知により難い場合は、あらかじめ調査課長に協議すること。